

自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らのうち、体幹機能障害（身体障害３級）がある女性と右上下肢機能の著しい障害（身体障害３級）がある男性の精神的損害につき、それぞれ１０万円の増額が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2、同X 3、同X 4、同X 5、同X 6、及び同X 7（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成25年10月〇日に死亡し、申立人X 1、同X 4、同X 5、同X 6、及び同X 7が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人X 1、同X 4、同X 5、同X 6、及び同X 7が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 1 損害項目（1）避難費用
  - ①避難交通費
  - ②宿泊謝礼
- （2）精神的損害

#### 2 期間

ア 上記損害項目（1）①②

平成23年3月11日から平成23年4月25日まで

イ 上記損害項目（2）

本件事故発生当初の時期

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第2項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、679,660円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

（1）避難費用

①避難交通費 154,660円

②宿泊謝礼 125,000円

（2）精神的損害

400,000円

### 第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害及び移動費用として、400,000円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

(省略)

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第2項1記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年12月3日

(仲介委員 竹内英一郎)